

インターネット利用におけるトラブル事例等に関する調査研究（平成23年度版）

インターネットトラブル事例集（Vol.3）



はじめに

現代社会は高度情報通信社会と呼ばれ、携帯電話・スマートフォンやパソコンなどからいつでもどこでも、気軽にインターネットに接続でき大変便利になっています。

その一方で、様々なネットいじめやネット犯罪が起き、それに子どもが巻き込まれるケースが増加しています。また、子どもが被害者だけでなく加害者になるケースも出ています。

この「インターネットトラブル事例集」は、小学校・中学校・高等学校の先生、インターネットトラブルに日々対応されている専門家の方などから、ヒアリングを通じて、実際に身近で起きたトラブルの事例を集め、そこから代表的な事例を挙げるとともに、その予防法と対処法を紹介したものです。大人が子どもに伝えるべきこと、またそのために大人が知るべきことを中心にまとめています。

また、「インターネットトラブル事例解説集」では、本事例集に掲載した事例の解説や、トラブル予防・対処のポイント、指導のポイントなどについてまとめていますので、併せてご参照下さい。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

この事例集から、無用なトラブルを回避するための知識を深め、指導に活かしていただくことで、子どもがより安全に楽しく、よりよいコミュニケーションのためにインターネットを利用できる一助になれば幸いです。

事例のアイコンについて

本書で紹介する事例には、それぞれの特徴を踏まえて以下のようなアイコンをつけています。

「無料」・「便利」に注意!

「設定」に注意!

「友だち」に注意!

違法行為!

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

データは消えずに残る!

金銭トラブル!

セキュリティ対策を!

目次

特集 スマートフォン特有の新たなトラブル

はじめに スマートフォンってどんなもの?

事例Ⅰ SNSなどへの写真掲載による意図しない利用者情報の流出

事例Ⅱ 個人を特定した不当請求

事例Ⅲ 違法ダウンロードを支援するアプリケーション利用の拡大

事例Ⅳ 不審な無線LANのアクセスポイントへの接続に伴う通信内容の流出

事例Ⅴ クラウドサービスの利用による意図しない利用者情報の流出

1. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

- 1-1 SNSやプロフなどでのいじめ
- 1-2 なりすまし投稿による誹謗中傷
- 1-3 動画サイトを用いたいじめ

2. ウイルスの侵入や個人情報の流出

- 2-1 パソコンのコンピュータウイルスの感染
- 2-2 SNSやプロフからの個人情報流出による嫌がらせ
- 2-3 ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス

3. ショッピングサイト等からの思いがけない代金の請求や詐欺

- 3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用
- 3-2 ショッピングサイト等の利用に伴う代金詐欺
- 3-3 無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用
- 3-4 ワンクリック請求などの不当請求

4. 著作権法等の違反

- 4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード
- 4-2 動画の違法なアップロードとダウンロード

5. 誘い出しによる性的被害や暴力行為

- 5-1 ミニメールを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫
- 5-2 SNSやゲームサイト上の「友だち」による性的画像・動画の流布
- 5-3 掲示板等への書き込みをきっかけとした暴力行為

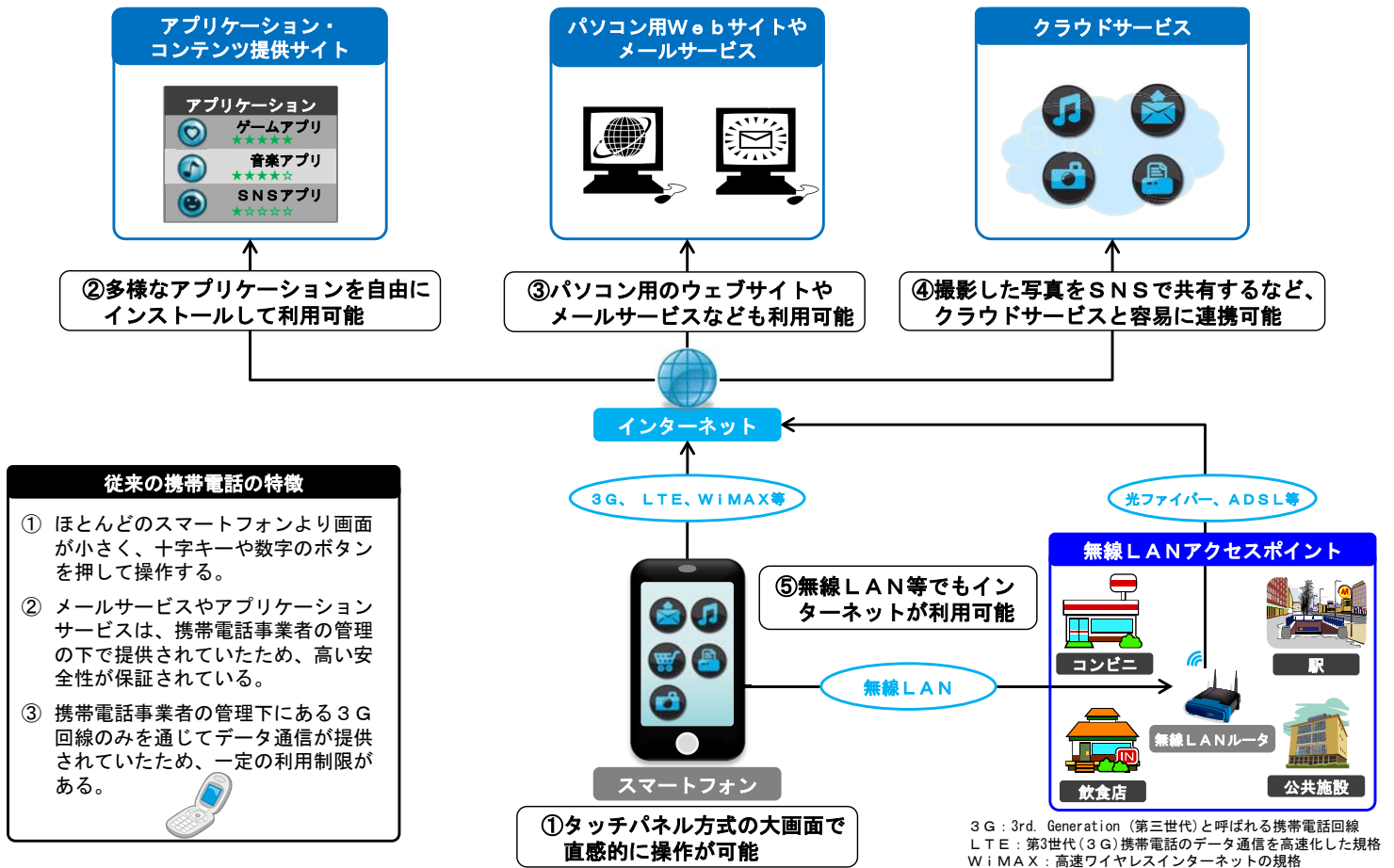
6. ソーシャルゲーム等の中毒性がもたらす悪影響

- 6-1 ソーシャルゲーム上での金銭の浪費
- 6-2 オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響

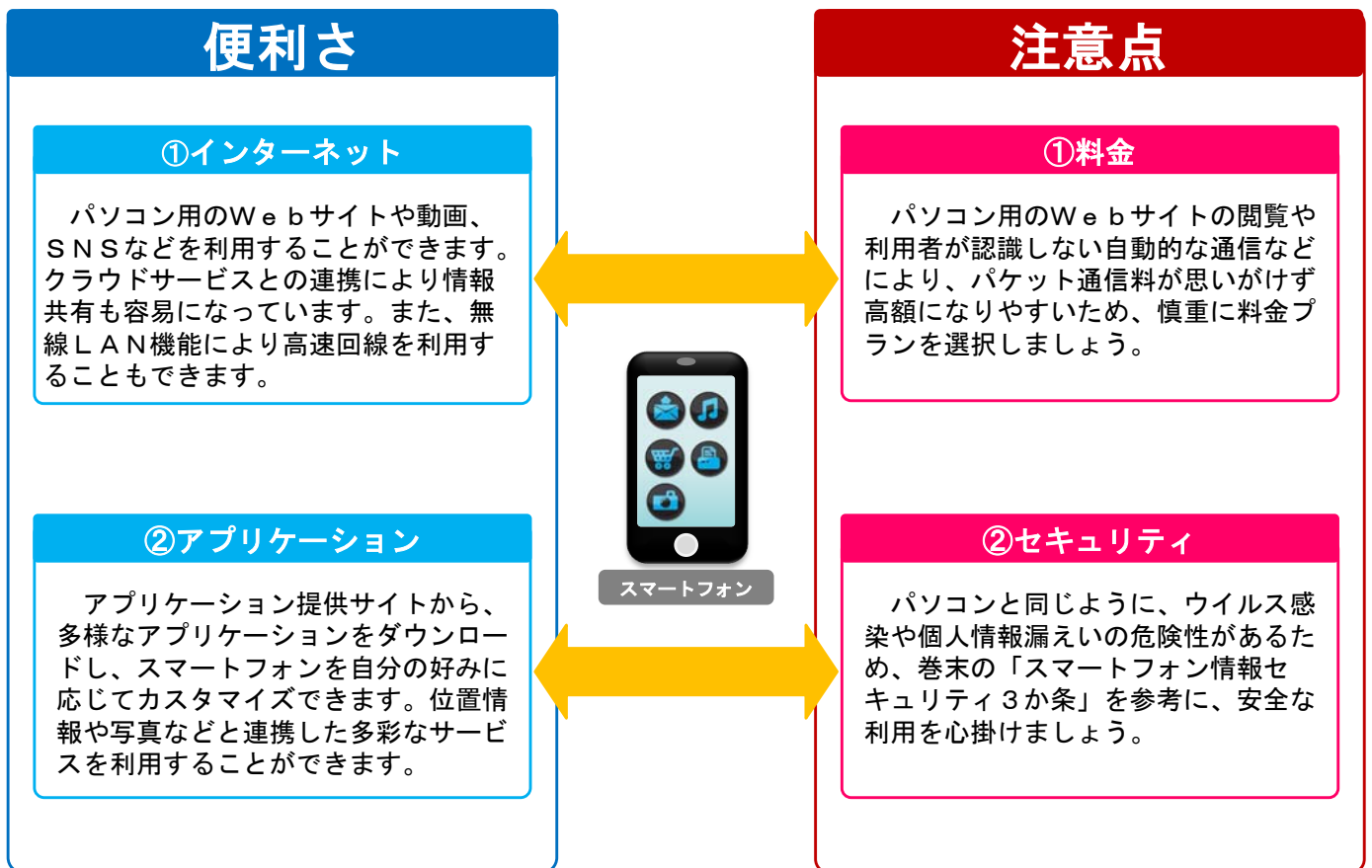
7. 犯行予告等

- 7-1 地域社会に不安を与える犯行予告
- 7-2 掲示板での特定個人に対する脅迫行為
- 7-3 出会い系サイトでの子どもによる違法な誘い出し

〈特集 スマートフォン特有の新たなトラブル〉 はじめに スマートフォンってどんなもの？



はじめに スマートフォンの便利さと注意点



事例Ⅰ SNSなどへの写真掲載による意図しない利用者情報の流出

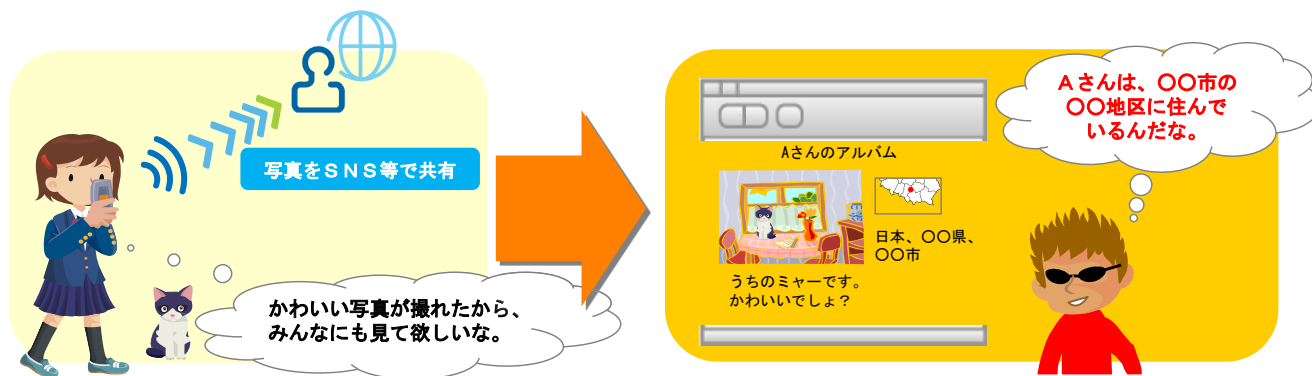
スマートフォンでは、撮影した写真をその場で簡単にSNSなどに掲載できます。

意図せずに、写真とともに、撮影した場所の位置情報が掲載されて、自分の居場所や自宅が他人に特定されるトラブルが発生しています。

「無料」・「便利」に注意!

「設定」に注意!

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)



Aさんは、日頃から撮影した写真をSNSで公開していました。

最近スマートフォンを購入し、搭載されているカメラを使って自宅で写真を撮影しました。そして、その写真をSNSで公開しました。

Aさんは、スマートフォンの写真とともに撮影場所の位置情報を記録する機能をONに設定していました。そのため、SNSでAさんの写真を閲覧した人は、Aさんの自宅の住所を特定することができました。

解説Ⅰ SNSなどへの写真掲載時に、意図せず撮影した場所を公開してしまった事例

スマートフォンでは、カメラ機能で写真を撮影する際、写真データに位置情報を記録できます。この機能をオンにしたまま写真を撮影しインターネット上に公開すると、写真とともに撮影した位置情報も公開されてしまいます。例えば、自宅で撮影した写真であることを連想できる文章とともに掲載した場合、自宅の住所が特定される恐れがあります。また、最近では、位置情報を積極的に活用したSNSやゲームサイトも流行しています。

写真データへの位置情報の記録は、非常に便利な機能ですが、意図せず利用していると、トラブルの元になります。しっかりとスマートフォンの機能を把握し、必要がない機能はOFFにしておきましょう。

気をつけること

子ども

1. スマートフォンの位置情報サービスの危険性を理解する：

- ・スマートフォンには、位置情報などを記録できる機能があります。
- ・非常に便利な反面、居場所が特定される危険があることに留意し、必要がない場合は機能をOFFにしておきましょう。

2. 位置情報が流出し悪用される危険性があることを理解する：

- ・位置情報は、写真データに記録されていても、外観からは判別できないことがあります。しかし、一定の知識があれば記録された情報を閲覧することができます。
- ・自分の居場所や自宅の場所が流出すると、付きまとい行為や脅迫行為などに悪用される危険性があることを理解しましょう。

保護者

1. 機能制限サービスを利用する：

- ・スマートフォンの機能を制限するサービスを、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が無料・有料で提供しています。子どものアプリケーションの利用方法を制限することもできるので、必要に応じて利用しましょう。

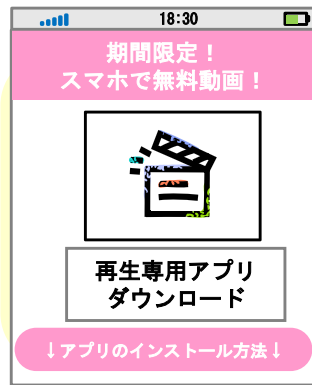
事例Ⅱ 個人を特定した不当請求

スマートフォンでは、ウェブサイトの閲覧やアプリケーションのインストールを簡単に行うことができます。

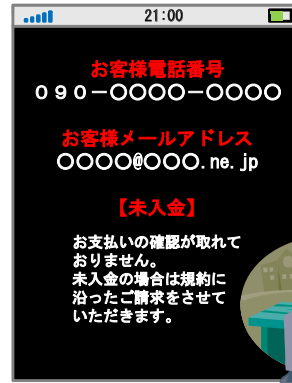
誘導したウェブサイトから不正なアプリケーションをインストールさせ、利用者の電話番号・メールアドレスを取得した上で支払いを迫るなど、より個人を特定した不当請求が発生しています。

「無料」・「便利」に注意！

セキュリティ対策を！



アプリケーション：ゲームや音楽再生といった、特定の目的のためのソフトウェア



Aくんは、日頃からスマートフォンでウェブサイトを閲覧しています。ある時、無料で動画を閲覧できるといふサイトにたどり着きました。

動画を見るためには、「再生専用アプリ」をインストールする必要があるとの記載がありました。早く動画を見たかったAくんは、指示通りに操作を行い、「再生専用アプリ」のインストールを完了しました。

「再生専用アプリ」を起動すると、Aくんの電話番号とメールアドレスとともに、請求を催促するメッセージが繰り返し表示されるようになりました。さらに数日後、支払いを催促するメールまで届きました。

このように、スマートフォンから利用者の連絡先を盗んだ上で、不当請求を迫る事例が発生しています。

解説Ⅱ 個人を特定され、不当に高額な金額を請求された事例

事例3-4でも紹介しているとおり、従来から不当請求のトラブルは多発していますが、最近では、スマートフォン利用者を対象に、個人を特定した悪質な不当請求が発生しています。従来の不当請求と異なり、被害者の電話番号やメールアドレスが特定されているため、恐怖心から請求に応じてしまう被害者が増加することが懸念されています。

アダルトサイト等の安全性が確認できないサイトへのアクセスは避け、スマートフォンに不審なアプリケーションをインストールすることは絶対にやめましょう。

気をつけること

子ども

1. スマートフォンのアプリケーションの危険性を理解する：

- ・利用者が知らないうちに利用者情報を外部に送信する危険なアプリケーションも提供されていることを認識しましょう。特に、無料アプリケーションを無暗にインストールすることは危険です。
- ・アダルトサイトなどの安全性が確認できないサイト上で提供されているアプリケーションは、絶対にインストールしてはいけません。
- ・アプリケーションを利用する際は、安全性を保証しているアプリケーション提供サイトを利用しましょう。

2. 個人が特定されていても慌てて業者へ連絡しない：

- ・事業者とは連絡を取らずに無視し、執拗な請求などに対しては、必要に応じて電話の受信・着信拒否機能の利用、メールアドレスの変更を行きましょう。また、一人で悩まずに保護者や教師に相談しましょう。

保護者

1. 機能制限サービスやフィルタリングを利用する：

- ・スマートフォンの機能を制限するサービスを、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が無料・有料で提供しています。子どものアプリケーションの利用方法を制限することもできるので、必要に応じて利用しましょう。
- ・フィルタリングを利用し、子どもが安易に安全性が確認できないサイトにアクセスできないようにしましょう。その際、無線LAN経由での接続時にも、フィルタリングが機能するか携帯電話事業者に確認しておきましょう。

事例Ⅲ 違法ダウンロードを支援するアプリケーション利用の拡大

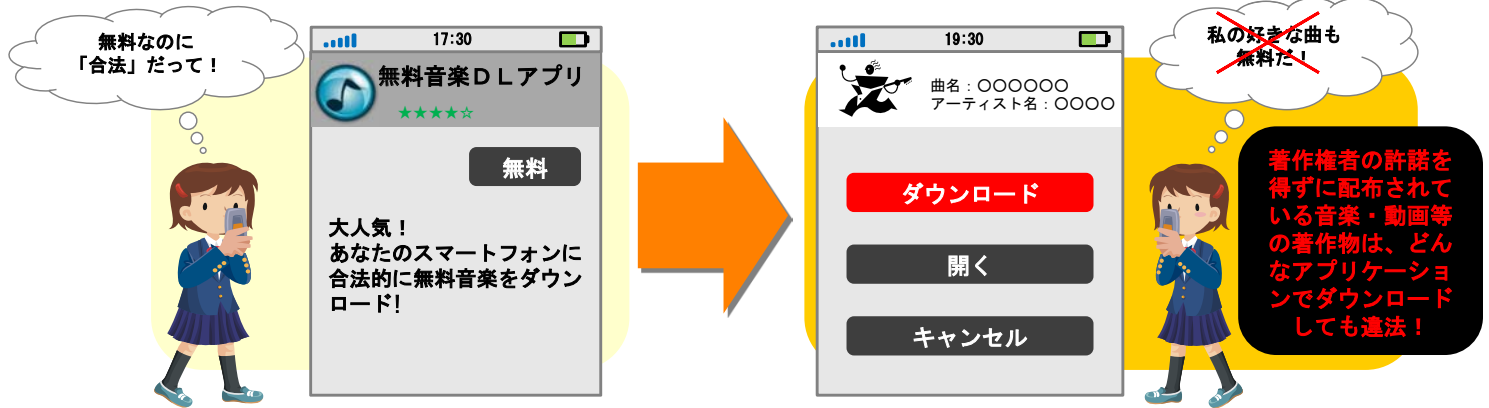
スマートフォンでは、簡単にインターネット上の様々なファイルをダウンロードすることができます。

アプリケーション提供サイトでは、違法ダウンロードを支援するアプリケーションが人気を集めています。

「無料」・「便利」に注意!

違法行為!

アプリケーション：ゲームや音楽再生といった、特定の目的のためのソフトウェア



スマートフォンを購入したばかりのAさんは、スマートフォンにはいろいろなアプリケーションを無料でインストールできると聞き、みんなが使っているというアプリケーション提供サイトを訪れました。ダウンロードランキングの上位には、音楽のダウンロードが無料で出来るというアプリケーションがありました。

音楽が大好きなAさんは、早速アプリケーションをインストールし、違法行為とは知らずに、著作権者の許諾を得ずにアップロードされた多くの音楽ファイルをダウンロードしています。

解説Ⅲ ダウンロード支援アプリにより、音楽や動画の違法ダウンロードを不用意に行ってしまった事例

事例4-1でも紹介しているとおり、従来から著作物の違法ダウンロードは行われていましたが、スマートフォンでは、より容易に違法ダウンロードを可能にするアプリケーションが提供され、人気を集めています。ダウンロード支援アプリケーションの説明の中で、しばしば「合法」であることが強調されていますが、これは、著作権者が配布を許可している音楽・動画等のみが合法という意味です。

同じアプリケーションを使って、著作権者の許諾を得ずに配布されている音楽・動画等も容易にダウンロードできるため、悪意のある利用者は、積極的に違法ダウンロードに利用することができます。また、悪意のない利用人も、意図せず違法ダウンロードを行ってしまう可能性があるため、注意が必要です。

気をつけること

子ども

1. スマートフォンのアプリケーションの危険性を理解する：

- ・スマートフォンには、様々な用途に利用できる便利なアプリケーションが多数提供されています。しかし、自由度が高く便利な反面、使い方を誤ると違法行為となる可能性があります。
- ・多くの人々が利用しているからという理由で安易に「合法」と判断することは避け、正しい知識を身に付け、慎重に利用しましょう。

2. 著作権者の許諾を得ずに配布されている著作物のダウンロードは違法であることを理解する：

- ・どのようなアプリケーションを利用しても、著作権者の許諾を得ずに配布されている音楽・動画等をダウンロードする行為は「違法」であることを理解しましょう。

保護者

1. 機能制限サービスを利用する：

- ・スマートフォンの機能を制限するサービスを、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が無料・有料で提供しています。子どものアプリケーションの利用方法を制限することもできるので、必要に応じて利用しましょう。

事例Ⅳ 不審な無線LANのアクセスポイントへの接続に伴う通信内容の流出

スマートフォンでは、携帯電話事業者の回線だけでなく、様々な無線LANのアクセスポイントを通じてインターネットに接続できます。

誰にでも開放されているアクセスポイントの中には、悪意のある者が接続者の通信内容を傍受するために設置しているものもあっていわれています。

「無料」・「便利」に注意!

無線LAN：無線通信を利用してデータの送受信を行うシステム



Aくんは、友達からインターネットを無料で利用できる場所があると教えてもらいました。Aくんは、教えてもらった場所に行き、スマートフォンのWi-Fi機能でインターネットに接続し、友達とインターネットを楽しんでいます。

Aくんがインターネットを利用するために接続しているアクセスポイントは、いわゆる「野良アクセスポイント」と呼ばれる、誰でも接続できるアクセスポイントです。中には、接続者の通信内容を盗み見るために設置された、悪質なアクセスポイントもあっていわれています。

解説Ⅳ 不審な無線LANのアクセスポイントへの接続により、通信内容が流出する事例

スマートフォンには、携帯電話事業者以外の回線も利用できる無線LAN機能が搭載されています。通常は、ID・パスワードによる認証をへなければ無線LANのアクセスポイントには接続できませんが、中には誰でも自由に接続できるアクセスポイントが存在します。いわゆる、「野良アクセスポイント」と呼ばれるもので、子どもたちの間では「野良AP」、「野良ポ」などと呼ばれています。単にセキュリティ等の設定を行っていない、誰でもアクセスできる状態になっている場合もありますが、通信内容を傍受するために利用者を待ち構えているアクセスポイントもあっていわれています。無料だからといって安易に利用してはいけません。ゲーム機などから接続する子どもも多いため、保護者は注意が必要です。

また、無線LAN利用時には、「野良アクセスポイント」に限らず、通常のフィルタリングサービスが機能せず、容易に安全性が確認できないサイトに接続できるようになる点にも注意しましょう。

気をつけること

子ども

1. 不審な無線LANのアクセスポイントの危険性を理解する：

・無線LANのアクセスポイントは、様々な目的で設置されており、誰でも接続できるアクセスポイントの中には、不正な目的で設置されているものがあるといわれています。

2. 通信内容が盗まれ悪用される危険性があることを理解する：

・通信内容が傍受される危険性があるため、不審な無線LANのアクセスポイントに接続してはいけません。
・通信内容が傍受されると、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりする恐れがあります。

保護者

1. 機能制限サービスやフィルタリングを利用する：

・スマートフォンの機能を制限するサービスを、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が無料・有料で提供しています。子どもの無線LAN経由でのインターネット接続を禁止することもできるので、必要に応じて利用しましょう。また、端末に別途フィルタリングソフトをインストールするとWi-Fi接続時にもフィルタリング機能を利用することができます。

事例Ⅴ クラウドサービスの利用による意図しない利用者情報の流出

スマートフォンでは、撮影した写真やアドレス帳などの情報をインターネット上に簡単に保存することができます。

アプリケーションによっては、撮影した写真が自動的にインターネット上に公開されるよう設定されている場合があります。プライベートな写真など、他人に見せたくない情報が、知らないうちにインターネット上に公開されてしまう危険性があります。

「無料」・「便利」に注意!

「設定」に注意!

クラウドサービス：インターネット経由で提供される様々なサービス



解説Ⅴ クラウドサービスにより、撮影した写真が意図せずインターネット上に公開されてしまった事例

クラウドサービスとは、インターネット経由で提供される様々なサービスのことです。クラウドサービスでは、スマートフォンで撮影した写真などのデータを自動的にインターネット上に送信し、SNS等のコミュニティサイトで友達と共有することができます。反面、意図せず他人に公開したくない情報までインターネット上に公開してしまう危険性があります。

SNSや写真共有サイトなどの、クラウドサービスと連動したアプリケーションを利用する際は、設定を確認し、必要に応じ、機能をOFFにしましょう。

気をつけること

子ども

1. クラウドサービスの危険性を理解する：

- ・スマートフォンでは、クラウドサービスを利用し、撮影した写真などの実生活の情報を気軽にインターネット上で共有できます。
- ・反面、意図せず利用者情報が流出してしまう危険性も高くなっていることに留意し、アプリケーションの設定を確認し、不要な機能はOFFにしましょう。

2. 利用者情報が流出し悪用される危険性を理解する：

- ・流出した利用者情報は、付きまとい行為や脅迫行為などに悪用される危険性があることを理解しましょう。

保護者

1. 機能制限サービスを利用する：

- ・スマートフォンの機能を制限するサービスを、携帯電話事業者やセキュリティソフト事業者が無料・有料で提供しています。子どものアプリケーションの利用方法を制限することもできるので、必要に応じて利用しましょう。

〈1. 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ〉

事例1-1 SNSやプロフなどでのいじめ

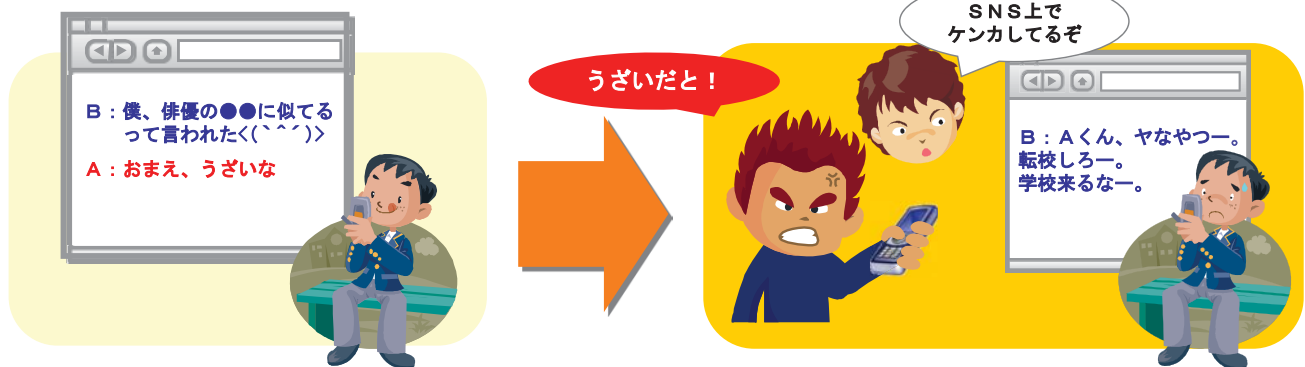
SNSやプロフなどで、身のまわりに起きた出来事を発信したり、友達の書いた日記などにコメントを書き込んだりする子どもたちが増えています。

SNSの利用者数は年々増加しており、書き込みがもとになったトラブルも数多く発生しています。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)
プロフ：自己紹介 (プロフィール) サイト



小学6年生 (男子) のAくんは、多くの友達が登録されているSNSで日記を書いています。

ある時、Aくんは冗談のつもりで、友達のBくんの悪口をSNS上の日記に書き込みました。Bくんには見られない設定にしていたのですが、他の友達がそれをコピーして書き込みをしたことで、Bくんにもその悪口が伝わりました。

Aくんが書き込んだ内容に怒ったBくんは、自分の日記にきつい言葉でAくんへの文句を書き込みました。それはSNS上の友達にあつという間に広がりました。

それを知ったAくんは落ち込んで、学校に行けなくなっていました。

解説1-1 SNSでの不用意な発言によりトラブルになった事例

軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。友達限定だからと安心して軽い気持ちで書き込んだ悪口が、思わぬ形で広がりトラブルにつながる場合があります。

平成23年12月現在、国内ネットユーザー9,510万人のうち、4,289万人がSNSを利用しているといわれています。SNSは、友達などに限定して書き込みを公開することができますが、容易に引用されたりコピーされたりして発信できるため、書き込んだ内容が意図せず拡散してしまうおそれがあります。

(出典) 株式会社ICT総研「SNSの利用動向および広告活用状況に関する調査結果」(平成23年12月)

SNSやプロフなどを含め、インターネット上で情報を発信するときは、人のつながりなどを通じて、様々な人に見られる可能性があることを意識して利用しましょう。

気をつけること

1. 相手の気持ちを考える：

・軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。

2. インターネットの特性を理解する：

・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まります。特にSNSでは、友達限定で公開しているつもりでも、その友達を通じて自分の知らない人にも伝わる場合があります。
・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する：

・書き込んだ内容が悪質な場合は、犯罪となる場合があります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。

子ども

保護者

1. SNSやプロフを確認する：

・子どもが見たり作ったりしているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。

2. 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う：

・子どもが相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払いましょう。

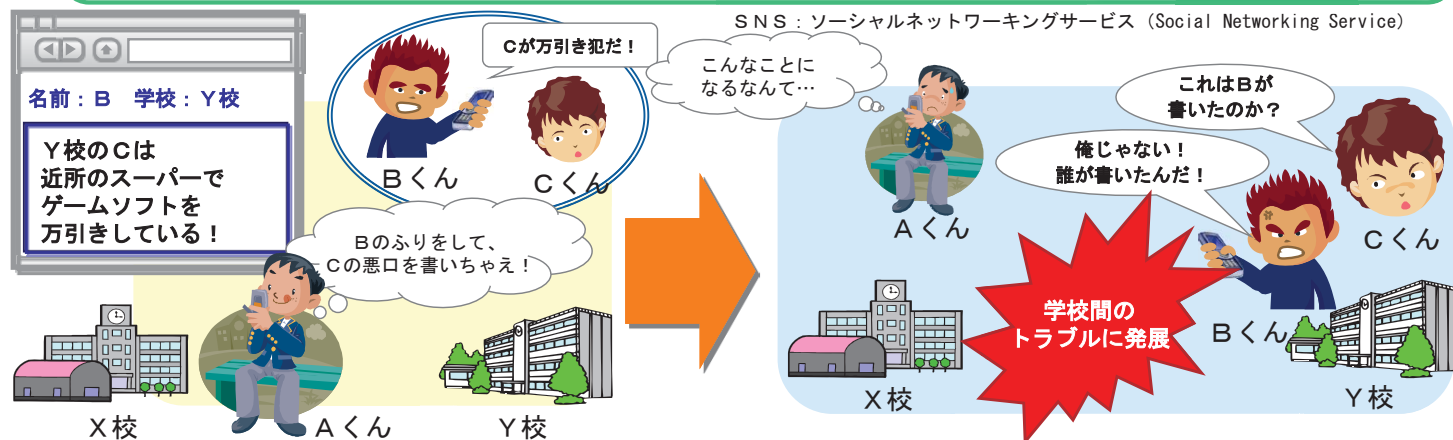
事例1-2 なりすまし投稿による誹謗中傷

SNSや掲示板などで、他人になりすまして誹謗中傷の書き込みをするなど「なりすまし投稿」によるトラブルが発生しています。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!



X校のAくんは、Y校のBくと仲が良くありませんでした。

ある日、Aくんは、Bくんに嫌がらせをしようと考え、SNS上でBくんになりすまし、「Y校のCが近所のスーパーでゲームソフトを万引きしている!」という嘘の書き込みをしました。

その結果、Cくんは一方向的に犯人にまつりあげられてしまいました。しかし、実際にはCくんは万引きをしたことはありませんでした。

CくんがBくんに書き込みの内容を問い詰めると、Bくん自身が書き込んだものではないことが分かりました。

さらに調査を進めると、X校のAくんが書いたことが判明し、学校間のトラブルに発展してしまいました。

解説1-2 軽い気持ちで「なりすまし投稿」をして大きなトラブルになった事例

特定の人物になりすまして、インターネット上で身勝手な発言や活動することは、その人物の信用を傷つけ、名誉を著しく傷つけます。相手の名誉を傷つけた場合は、名譽棄損で訴えられることがあります。

子どもたちは、サイトに書き込んでも誰が書いたか分からないと思っている場合がありますが、悪質な誹謗中傷の場合、警察は、サイトの運営会社（運営者）に協力を依頼し、どのコンピュータから書き込んだのか、誰が書き込んだのか、特定することができます。

気をつけること

子ども

1. 相手の気持ちを考える：

- 書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考え、相手を傷つけるような言葉は使わないようにしましょう。

2. インターネットの特性を理解する：

- インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
- インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する：

- 書き込んだ内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。

4. トラブルにあったら相談する：

- インターネット上でいわれない誹謗中傷をされた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

保護者

1. 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う：

- 子どもが相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払いましょう。

事例 1-3 動画サイトを用いたいじめ

子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっています。子どもでも手軽に動画を投稿することができるため、いじめの動画を投稿したり、それがきっかけとなって、さらなる悪質な誹謗中傷やいじめが発生しています。

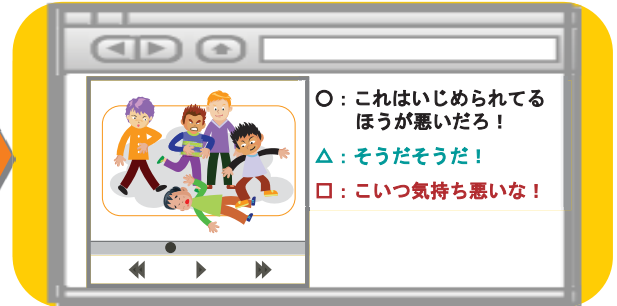
みんなが見ている!

「足跡」はついている!

データは消えずに残る!



投稿



中学2年生(男子)のAくんは、いつも同じクラスの数人からいじめにあっていました。

ある日、数人のうち1人が、いじめの様子を携帯電話を使って動画で撮影しました。

その数人はおもしろがり、これを動画サイトに投稿しようという話になりました。

いじめの動画が動画サイトに投稿されると、それを見た他の生徒から、Aくんを誹謗中傷する書き込みが相次ぎました。

Aくんへのいじめはさらに深刻になり、Aくんは学校に行けなくなってしまいました。

解説 1-3 動画サイトにいじめの動画が投稿された事例

いじめの様子を動画サイトに投稿されたことがきっかけで、いじめにあっている子どもはさらにショックを受けます。また、さらなる誹謗中傷やいじめに発展することがあります。動画サイトにはコメント投稿機能があるため、これを使って誹謗中傷やいじめの書き込みが行われることがあります。平成23年11月には、男子高校生が教室内で別の生徒に暴力を振るう動画がアップロードされ、生徒の所属する高校では指導のために全校集会を開く騒ぎとなりました。

また最近では、動画をアップロードした加害者が特定された上、制裁として個人情報公開されるなどの被害を受ける事例も発生しており、トラブルが拡大する傾向にあります。

気をつけること

子ども

1. 相手の気持ちを考える:

- ・投稿されたいじめの動画を見て、相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。

2. 動画サイトの特性を理解する:

- ・投稿された動画は多くの人にすぐに広まり、一度公開された動画は完全には消すことができません。
- ・動画サイトへの投稿は、調べれば投稿者を特定することができます。

3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する:

- ・投稿された動画の内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。インターネット上で他人の誹謗中傷をしてはいけません。

4. トラブルにあったら相談する:

- ・いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

保護者

1. 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う:

- ・子どもが相談しやすい環境を作るとともに、いじめの兆候を早目に察知できるように注意を払いましょう。

〈2. ウイルスの侵入や個人情報の流出〉

事例2-1 パソコンのコンピュータウイルスの感染

パソコンにセキュリティ対策を行わなかったため、子どもがアクセスした**信頼性が確認できないサイトからウイルスに感染してパソコンが動かなくなったり、個人情報が盗まれたりする被害が発生しています。**

「無料」・「便利」に注意!

セキュリティ対策を!



小学5年生(男子)のAくんは、友達の間で流行しているオンラインゲームの裏技や攻略法を無料でダウンロードできるサイトがあることを聞きました。

サイトにアクセスしたのですが、特に問題なくゲーム攻略法がダウンロードできたので、**ウイルスに感染したことには気づきませんでした。**

しかし、実際にはAくんのパソコンはウイルスに感染して、オンラインゲームのIDとパスワードが盗まれてしまいました。翌月、オンラインゲームの会社から多額の請求が届いて、初めてAくんはそれに気がつきました。

Aくんは、このゲーム攻略法サイトを別の友達にも教えたので、**友達のパソコンもウイルスに感染してしまいました。**

解説2-1 気づかぬうちに不正サイトにアクセスしウイルスに感染した事例

セキュリティ対策が不十分なパソコンでは、ウェブサイトを開くだけでウイルスに感染し、さらに、気づかぬうちに家族や知人のパソコンにも広がる可能性があります。最近では、スマートフォンを狙ったウイルスも急増しており、注意が必要です。

独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)によると、平成23年のウイルスの年間届出件数は、12,036件(検出数は278,935個)となっています。最近では、気づかぬうちに悪意あるウェブサイトに誘導したり、ウェブサイトを開くだけで感染してしまうコンピューターウイルスが増えています。中には、「ウイルスに感染している」といった偽の警告画面を表示し、それらの解決のために有償版製品の購入を迫る、「偽セキュリティ対策ソフト」型ウイルスも発生しているため、誤ってお金を支払わないように注意しましょう。

(出典)独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)「2011年のコンピュータウイルス届出状況」(平成24年1月)

気をつけること

子ども

1. 知らないうちにウイルスに感染し、周囲にも広めるおそれがあることを理解する:

- ・ウイルスは、パソコン内の「ウイルスの侵入を許してしまう弱点(ぜい弱性)」を悪用して侵入します。近年のウイルスは、パソコン画面の見ただけでは感染していることが分からないものが増えています。
- ・自分のパソコンだけでなく、周囲の人や他の多くの人のパソコンにも感染を広めるおそれがあります。

2. 個人情報が盗まれ悪用される危険性があることを理解する:

- ・ウイルスに感染すると、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりします。

保護者

1. ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新する:

- ・ウイルス対策ソフト等を活用し、新種のウイルスにも効果が出るように、常に最新の状態に更新することが大切です。
- ・スマートフォンをねらったウイルスも発見されています。スマートフォンにもウイルス対策を施しましょう。

事例 2-2 SNSやプロフからの個人情報流出による嫌がらせ

SNSやプロフなどに安易に自分の名前や学校名といった**個人情報**を記載したために、嫌がらせを受けるなどの被害が発生しています。

みんなが見ている!

データは消えずに残る!

違法行為!

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)
プロフ：自己紹介 (プロフィール) サイト



中学1年生(女子)のAさんは、SNSの日記に熱心に書き込みをしています。

親友と撮った写真がとてもうまく撮れていたため、SNSに載せました。その際、SNSに自分の名前や中学校名も一緒に書いてしまいました。

数日後に、Aさんは、自分の学校の生徒が画像掲示板に出ていると友達から聞き、そのサイトを見てみると、**Aさんの写真が掲載されていました。**

しかも、本当ではないことや、自宅の電話番号まで、一緒に書き込まれてしまいました。

その結果、**自宅に嫌がらせの電話が毎日かってくるようになり、学校や家の近くで不審な人を見かけるようになりました。**

解説 2-2 安易に個人情報を発信したため被害にあった事例

子どもたちは、「SNSやプロフは自分の友達しか見ていない」と考え、個人情報を掲載してしまうことがあります。しかし、SNSやプロフで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があるため、個人情報を掲載することは非常に危険です。さらに、他人の写真を無断でインターネットに掲載することは、肖像権の侵害にあたるばかりではなく、その人を危険にさらすこととなります。

また、最近の携帯電話には、写真データに位置情報を記録できる機能があります。そのため、SNSやプロフに写真を掲載するときは、位置情報が記録されていないことを確認しましょう。

最近のSNSは、ゲームや写真共有を通じてコミュニケーションを図れる仕組みになっており、サービスが総合化しているのが特徴です。ゲーム系のSNSを中心に中高生のSNS利用者は急増しており、ある大手ゲーム系SNSには、10代の過半数が登録しているといわれています。

気をつけること

子ども

1. 個人を特定できるような情報は掲載しない：

- インターネットで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があります。SNSやプロフ上に、自分や友達の名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないようにしましょう。
- 写真を掲載する場合は、位置情報が記録されていないことを確認しましょう。

2. トラブルにあったら相談する：

- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

保護者

1. SNSやプロフを確認する：

- 子どもが利用しているSNSやプロフがどのようなものか、携帯電話やパソコンで実際に確認してみましょう。

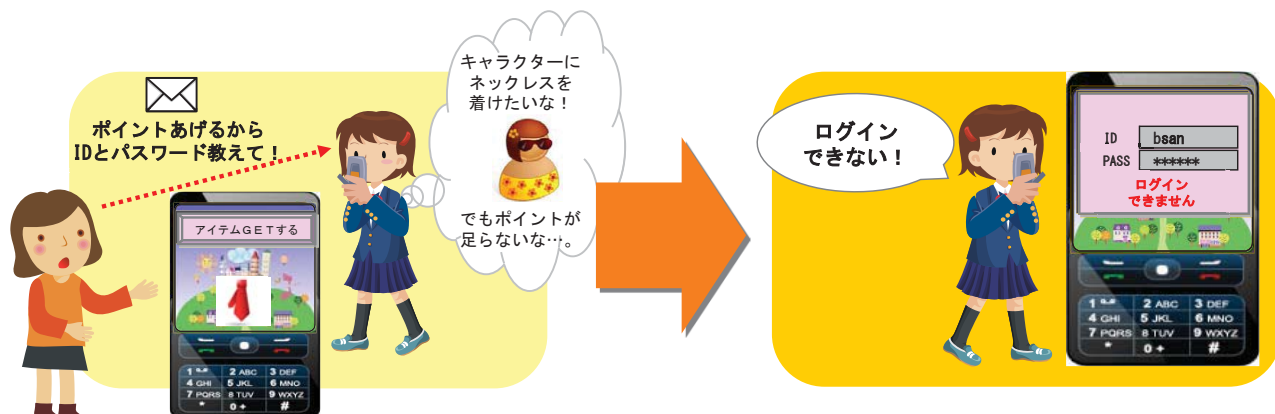
事例 2-3 ID・パスワードを他人に教えたことによる不正アクセス

ID・パスワードを悪意のある他人に利用され、不正アクセスの被害にあう事件が発生しています。SNS上のポイントを奪われるなどの事件も発生しています。

「足跡」はついている!

違法行為!

SNS : ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)



小学生(女子)のAさんは、SNSで知り合った中学生(女子)のBさんに、「ポイントをあげるから、IDとパスワードを教えてください」とメールを送りました。

ポイントがほしかったBさんは、Aさんに、自分のIDとパスワードを教えてくださいました。

その後、BさんがSNSにログインしようとする、パスワードが変更されていて、ログインできなくなっていました。

Bさんが警察に相談したことで、AさんによるSNSへの不正アクセスが発覚し、Aさんは補導されました。

解説 2-3 ID・パスワードを他人に教えたことによりトラブルになった事例

インターネット上で親しくなっても、他人に自分のID・パスワードや個人情報を知らせることは危険です。SNSやプロフで「友だち」になって親近感や安心感を抱くうちに、信用して個人情報などを明かしてしまい、悪意のあるトラブルに巻き込まれることがあります。

平成23年2月、女子中学生のIDとパスワードを聞き出した女子小学生が、女子中学生のID・パスワードでSNSに不正に侵入し、不正アクセス禁止法違反容疑で補導されました。その後も、同年9月までに計8人の小中学生が摘発され、平成24年にも2月に5人、3月に1人、中学生が摘発されています。

気をつけること

子ども

1. なりすましによる不正アクセスは犯罪であることを理解する：
 - ・ IDやパスワードを盗み、他人になりすまして不正アクセスを行うことは犯罪です。
2. ID・パスワードは厳重に管理する：
 - ・ IDやパスワードは重要な情報です。他人に知られないようにしましょう。
3. 個人を特定できるような情報は掲載しない：
 - ・ インターネットで発信した情報は、様々な人に見られる可能性があります。SNSやプロフ上に、自分や友達の名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に掲載しないようにしましょう。
4. トラブルにあったら相談する：
 - ・ トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

保護者

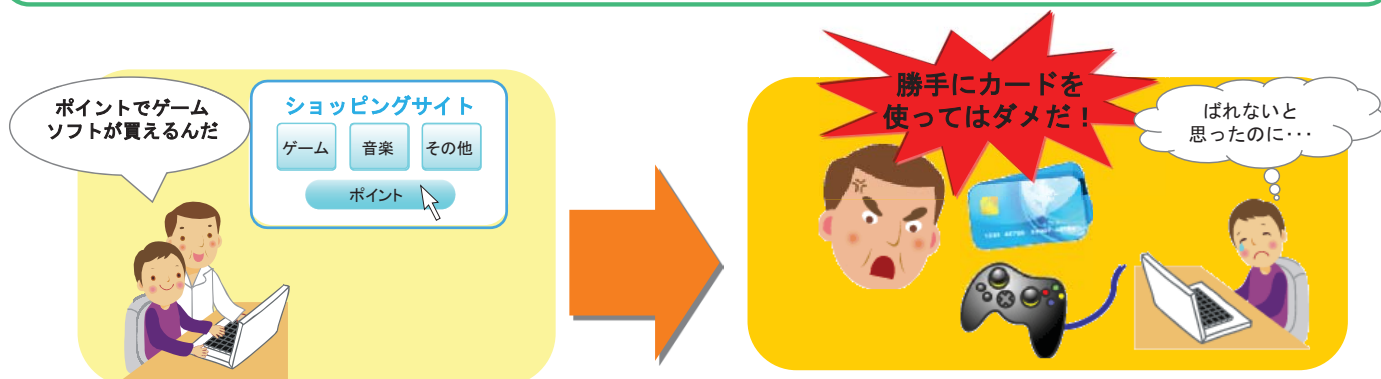
1. 不正アクセスに気付いたらサイト運営会社に相談する：
 - ・ 子どもが不正アクセスの被害にあっていることに気付いたら、ログインの可否等を確認の上、サイト運営会社に相談しましょう。

〈3. ショッピングサイト等からの思いがけない代金の請求や詐取〉

事例3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用

インターネットではクレジットカード番号を使って簡単にショッピングができるため、**子どもが保護者に無断でクレジットカードを利用して購入してしまう**などのトラブルが発生しています。

金銭トラブル!



小学5年生（男子）のAくんは、ある時、インターネットでゲームソフトや音楽などのコンテンツを購入できる「ポイント制度」があることを知りました。

新しいゲームソフトが欲しかったので、父親にお願いして、父親のクレジットカードを利用してゲームソフトのポイントを買ってもらいました。

後日、どうしてもまた新しいソフトが欲しかったので、以前登録した父親のクレジットカードの番号を無断で利用し、ポイントを買ってしまいました。

また、残ったポイントを友達にあげてしまいました。

その後、父親に無断でクレジットカードを使ったことを知られ、厳しく怒られました。

解説3-1 子どもが保護者名義のクレジットカードを不正利用した事例

インターネット上の多くの取引では、クレジットカード番号と有効期限等を入力すれば、簡単に商品を購入することができます。クレジットカードの会員規約には、盗難などは盗難保険などで支払いを免除する制度が定められていますが、家族が使用したときは認められない場合が多くあります。

また、カードの名義人にはカードの管理責任があり、保護者には子どもの監督責任があります。

ソフトウェアやコンテンツを購入できるポイント制度やクレジットカードでの決済は、その手軽さから子どもたちがお金として認識しづらい傾向がありますが、現実の「お金」と同じ価値があります。

気をつけること

子ども 1. クレジットカードやポイントは「お金」と同じであることを理解する：
・インターネットショッピングでクレジットカードやポイントで支払いをすることは、現実の買物などで「お金」を支払うことと同じであることを理解しましょう。

保護者 1. インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める：
・「商品を購入するときは保護者に必ず相談する」など、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合って決めましょう。

2. クレジットカードの管理を徹底する：
・保護者は、子どもが無断でクレジットカード情報を使用しないよう指導するとともに、クレジットカード情報の管理を徹底しましょう。

3. フィルタリングを利用する：
・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング（アクセス制限サービス）を利用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。

事例3-2 ショッピングサイト等の利用に伴う代金詐欺

インターネット上のショッピングサイトの情報を信用して、お金を払ったにもかかわらず商品が送られてこない、といった被害が起っています。

金銭トラブル!



中学2年生(男子)のAくんは、友達から、ゲームを通常よりも安い値段で購入できるサイトがあることを聞きました。

インターネットで見る限り、評判が良いようでした。

Aくんは、インターネットショッピングは初めてでしたが、そのサイトは値段も安く、お小遣いで足りる金額だったので、購入することにしました。

お金を振り込んだ後、商品を発送するとのことでしたが、お金を払ったにもかかわらず、商品はなかなか送られてきませんでした。

Aくんは、そのサイトに何度かメールをしても返事が返ってこないのので、サイトに記載されていた番号に電話をしてみると、その番号は使われていない状態になっていました。

解説3-2 インターネットショッピングでの代金詐欺の事例

インターネットホットライン連絡協議会によると、平成23年のショッピング/悪徳商法に関する相談件数は、架空請求/クリック詐欺に関する相談件数の281件(30.9%)に次いで、138件(15.2%)でした。ショッピングサイトが信頼できるかどうかは、子どもはもちろん大人でも判断は難しく、インターネット上の情報だけに頼るのは危険です。

(出典) インターネットホットライン連絡協議会「平成23年月別メール相談項目別件数」(平成23年1~12月)

気をつけること

子ども

1. 信頼できるショッピングサイトかどうか確認する：
 - ・ショッピングサイトの指定口座、名前、メールアドレス、住所(私書箱)、固定電話番号を確認するようにしましょう。また、支払いは後払いが可能かどうかを確認するようにしましょう。
2. 申込の確認画面や確認メールなどを保存する：
 - ・申込をした証拠を残すため、申込時の確認画面や受付確認メールなどを保存するようにしましょう。
3. トラブルにあったら相談する：
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

保護者

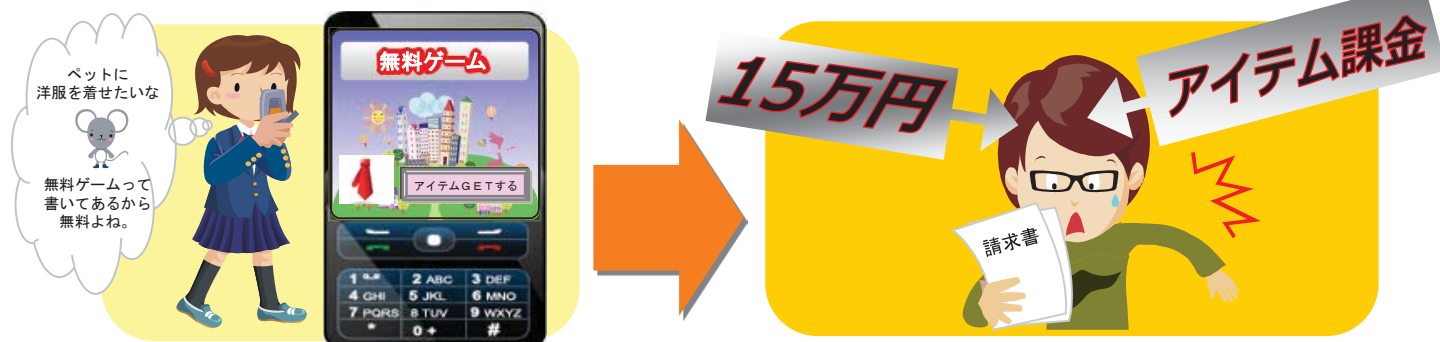
1. インターネットショッピングに関する家庭のルールを決める：
 - ・「商品を購入するときは保護者に必ず相談する」など、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合って決めましょう。
2. フィルタリングを利用する：
 - ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング(アクセス制限サービス)を利用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。

事例3-3 無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用

「無料」とうたっているオンラインゲームで遊んでいる間に、**アイテムが有料であることに気づかず購入してしまった**ため、高額の料金を請求されてしまうトラブルが子ども間で多く起こっています。

金銭トラブル!

「無料」・「便利」に注意!



中学1年生(女子)のAさんは、母親と一緒に携帯電話からアクセスして、「無料」のオンラインゲームサイトで遊んでいました。

アイテムの購入は有料であることを知らずに、アイテムを何百個と購入してしまったために、15万円も請求されてしまいました。

後で、アイテムの購入については有料との記載があったことを知りましたが、登録するときには気がつきませんでした。

結局、アイテムの購入費を払わざるを得ないことになり、Aさんの家庭では、支払いに困りました。

解説3-3 オンラインゲームのすべてが「無料」と勘違いしてしまう事例

携帯電話やパソコンから無料でアクセスできるオンラインゲームに人気があります。「無料」といっても、武器などのアイテムやアバター(ウェブ上のキャラクター)などは有料であることが多く、気付かずに購入すると、高額になってしまふことがあります。

独立行政法人国民生活センターによると、携帯とパソコンを合わせたオンラインゲームの苦情・クレーム相談件数は、平成21年度の555件から平成22年度665件、平成23年度688件(平成24年3月5日現在)と増加しています。また、ソーシャルゲームの流行により、事例6-1のような被害額がより高額な事例も出てきています。

気をつけること

子ども

1. すべてが「無料」だと思い込まないように注意する:
 - ・「無料」とうたっているオンラインゲームでも、コンテンツやアイテムの追加は有料の場合がほとんどです。
 - ・有料であることが分かりやすく表示されていない場合もあり、すべてが無料だと思い込んで購入しないようにしましょう。
2. トラブルにあったら相談する:
 - ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

保護者

1. ゲームサイトの利用に関する家庭のルールを決める:
 - ・「ゲームサイトに登録するときやアイテムを購入するときは保護者に確認する」など、子どもと話し合っ
2. ゲームサイトのサービス内容を確認する:
 - ・保護者は、子どもと一緒に、ゲームサイトの内容や利用規約を確認し、有料のサービスが含まれていないか、どのような場合に料金が発生するかを把握しましょう。

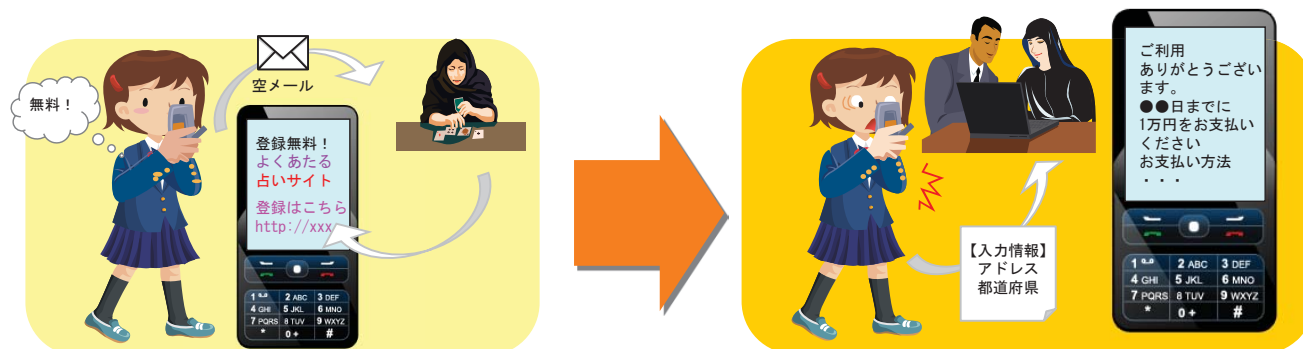
事例3-4 ワンクリック請求などの不当請求

芸能情報サイト、「無料」占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイト、アダルトサイトなどにアクセスしたり登録したりするだけで、高額な料金を請求される詐欺が増えています。

「無料」・「便利」に注意!

金銭トラブル!

セキュリティ対策を!



中学2年生(女子)のAさんは、携帯電話でインターネットを閲覧していたところ、「無料の占いサイト」にたどり着きました。

いくつか試したところで、「今なら無料で登録ができます。こちらにメールを送ってください」という画面が表示されました。

Aさんが空メールを送信したところ、すぐに返信メールが届き、登録画面のURLが表示されていました。

「無料だから」と安心して、ニックネームや携帯電話のメールアドレス、都道府県等の情報を入力して会員登録をしました。

すると、無料のはずのサイトから「ご利用ありがとうございます。〇〇日までに1万円をお支払いください」というメールが届き、怖くなってしまいました。

解説3-4 サイトをクリックしたことにより不当に高額な金額を請求された事例

従来のワンクリック請求は、「無料」と表示されたアダルトサイトから突然高額な請求がくるという事例が多かったのですが、最近では、アダルトとは関係のないサイト上での請求や、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに接続されて請求を受ける事例が増えています。

独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)によると、平成23年1月から12月のワンクリック請求の相談件数の合計は、5,509件に上っています。

(出典)独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)「コンピュータウイルス・不正アクセスの届出状況について」(平成23年1月~12月)

気をつけること

1. アダルトサイトなどにアクセスしない:

- ・アダルトサイトや出会い系サイトに興味本位でアクセスしてはいけません。占い、ゲーム、アニメ、携帯小説などのサイトからアダルトサイトにつながることもあるので注意しましょう。
- ・送信者や内容に心当たりがないメールの本文内のアドレスをクリックすると、これらのサイトにつながる場合があります。クリックせずメール自体を削除しましょう。

2. 慌てて業者へ連絡しない:

- ・「ご登録ありがとうございます」などと表示されたりメールが届いたりしても、慌てて業者へ連絡を取るとは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。

3. 言われるままに支払わない:

- ・利用料金を請求されても、そもそも契約が成立していない場合が多いため、言われるままに支払わないようにしましょう。また、契約が成立した場合であっても、保護者が同意していない契約や、子ども(未成年)の小遣いの範囲を超えた契約は取り消すことができます。

4. トラブルにあったら相談する:

- ・トラブルにあった場合は、一人で悩まずにすぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

保護者 1. フィルタリングを利用する:

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング(アクセス制限サービス)を利用し、安易に安全性が確認できないサイトにアクセスできないようにしましょう。

子ども

保護者

〈4. 著作権法等の違反〉

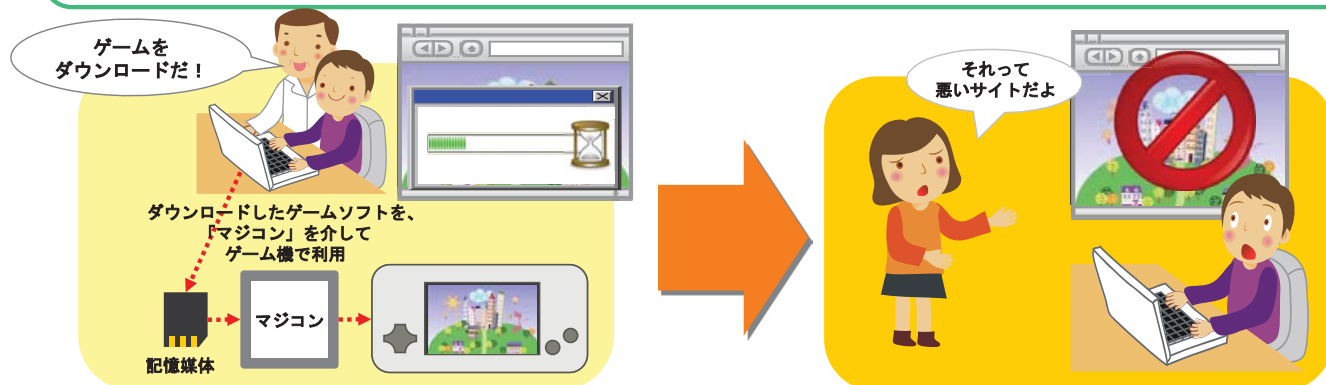
事例4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード

子どもたちに関心が高いゲームソフトがネット上に多数あります。しかし、著作権の侵害にあたるサイトも少なくありません。

保護者が知識不足から著作権侵害をしているケースもあります。

「無料」・「便利」に注意!

違法行為!



ゲームが好きな小学5年生（男子）のAくんは、友達がインターネットサイトから携帯ゲーム機用のソフトをダウンロードしていることを聞きました。

自分でもやってみようと思いましたが、やり方が分からなかったため、お父さんに教えてもらいました。そのサイトはゲーム会社のサイトではありませんでしたが、携帯ゲーム機用のソフトがたくさんありました。

たくさんのソフトで遊べるようになったAくんは嬉しくなり、友達にも教えてあげたところ、「それは悪いサイトなんだよ。」と言われ、とても驚きました。

お父さんに相談して調べてみると、そのサイトでダウンロードをすることも悪いことだと分かりました。

マジコン：ゲームソフト等に付加されている著作権保護を目的とした技術を回避する機能を持つ機器

解説4-1 ゲームソフトの違法ダウンロードを不用意に行っている事例

ゲームには著作権があります。著作物をインターネット上で不特定多数の人に配布することは著作権の侵害です。

著作権を侵害したサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法となります（平成22年1月改正著作権法施行）。ゲーム会社の公式サイト以外で無料でダウンロードができるサイトは基本的に違法ですが、保護者でも意識せずに利用している場合があります。

一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）の調査によると、調査対象者（一般生活者）のうち、携帯型ゲーム機では17.4%の人が、据え置き型ゲーム機では10.1%の人が「周囲に違法コピー・違法ダウンロードをしている人を見かける」と回答しています。

（出典）一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）「2011CESA一般生活調査報告書」（平成23年4月）

気をつけること

子ども

1. 市販されているゲームを無料でダウンロードしない：

- ・違法サイトと知りながらゲームソフト等をダウンロードすることは、著作権侵害にあたる重大な違法行為なので、絶対にやめましょう。
- ・市販されているゲームが無料でダウンロードできるサイトは違法サイトである可能性が高いことを認識しましょう。
- ・自分でコピーしたゲームソフト等を友達にあげる行為も著作権侵害にあたり違法です。

保護者

1. 著作権の意味や侵害した場合の影響を理解させる：

- ・ゲームに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを子どもと一緒に考えましょう。（例えば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下したり新製品の開発が難しくなったりする、著作権の侵害に対して損害賠償等を請求される場合がある、など）

事例 4-2 動画の違法なアップロードとダウンロード

子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっています。子どもでも手軽に動画をアップロードできるため、人気アニメ等をアップロードして著作権を侵害するケースが起きています。

また、違法にアップロードされた動画と知りながらダウンロードした場合には、個人的に楽しむ範囲であっても違法です。

「無料」・「便利」に注意!

違法行為!



中学生（男子）のAくんは、人気の漫画を撮影し、動画サイトに投稿（アップロード）しました。

すると、動画サイトのコメント機能を通じて、いろいろな人から書き込みがありました。Aくんは嬉しくなり、人気の漫画を購入しては動画に加工し、立て続けにアップロードしました。

Aくんはその後、動画サイトの管理者から警告を受けました。

それにもかかわらず、人気漫画を加工した動画を何度も動画サイトにアップロードしました。

その後、Aくんは、著作権法違反容疑で逮捕されました。

解説 4-2 著作権のある漫画等を違法にアップロードした事例

漫画・アニメ、音楽作品などには著作権があります。これらをコピーし、動画サイトなどにアップロードしたり、友達に配ったりすることは、著作権侵害にあたり違法であることを認識しましょう。（個人的に楽しむ範囲では許されていますが、複製、販売、アップロードは著作権侵害にあたります。）また、平成22年1月に改正著作権法が施行され、著作権を侵害してアップロードされた動画と知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法となります。

違法なアップロードやダウンロードは、著作権者である著者やアーティストに経済的な不利益を与えます。平成22年6月、人気漫画を著作権者の許諾なく動画サイトにアップロードしていた男子中学生が逮捕されました。また、平成23年7月には、少年6人がアニメや音楽関連の動画を違法にアップロードしたとして書類送検されています。最近では、一般市民の写真を許可なくコメントをつけて公開するなどのトラブルが発生していますが、このような行為は、肖像権の侵害にあたり、犯罪であることを認識しましょう。

気をつけること

子ども

1. 市販されている漫画・アニメ・音楽作品などをアップロード・ダウンロードしない：

- ・通常、有料で販売されている漫画・アニメ・音楽作品などを著作権者の許諾を得ないでアップロードすること、また違法にアップロードされたものを知りながらダウンロードすることは、著作権の侵害にあたる重大な違法行為なので、絶対にやめましょう。
- ・自分でコピーした画像、楽曲、ゲームソフトなどを友達に配ることも著作権侵害にあたり違法です。

保護者

1. 著作権の意味や侵害した場合の影響を理解させる：

- ・漫画やアニメに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを子どもと一緒に考えましょう。
（例えば、著作者に経済的な損失を与えることで作品の質が低下したり新しい作品の制作がしにくくなったりする、著作権の侵害に対して損害賠償等を請求される場合がある、など）

<5. 誘い出しによる性的被害や暴力行為>

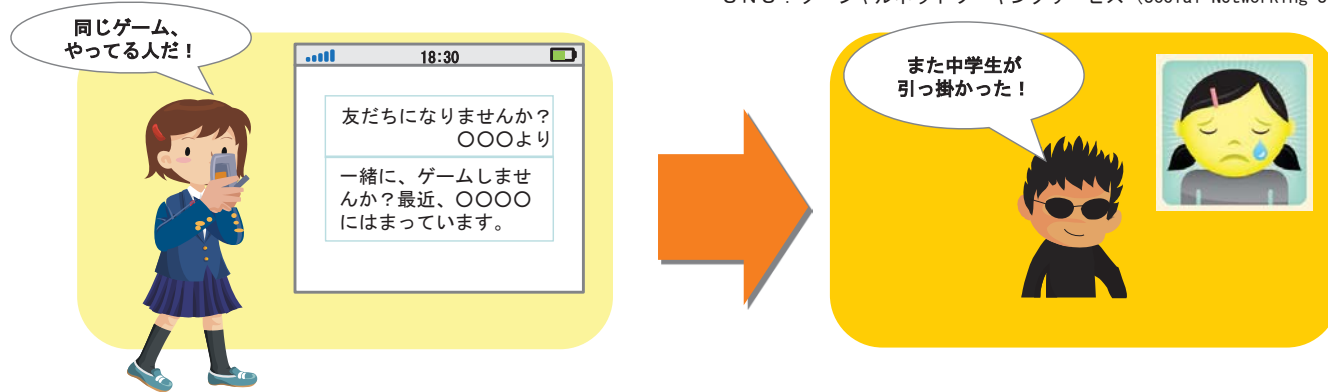
事例5-1 ミニメールを通じて知り合った人からの誘い出し・脅迫

最近は、「出会い系サイト」ではなく、SNSやゲームサイトなどで知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。

サイト内のサービスであるミニメールをきっかけに、相手に個人情報を教えてしまい、トラブルに発展する事例が目立ちます。

「友だち」に注意!

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)



中学3年生のAさんは、携帯電話のゲームサイトを利用していました。そのサイトでは、ミニメールと呼ばれるサービスで、見知らぬ人とも簡単に連絡を取ることができました。ある時、Aさんは、ミニメールを通じて仲良くなった男性と実際に会ってしまいました。

その後、Aさんは会った際の出来事を家や学校にばらすなどと執拗にメールで脅迫されました。仕方なく再び男性に会いに行ったAさんは、駐車場に止めた男性の車の中で、重大な性的被害にあってしまいました。

解説5-1 ミニメールで知り合った人から重大な性的被害を受けた事例

SNSやゲームサイトのミニメールは、個人的なやりとりが簡単にできるため、見知らぬ人に親近感を持ちやすい傾向がありますが、相手は性別や年齢等を容易に偽ることができます。知らない人からのミニメールには返信しないようにしましょう。また、安易に写真を送ったり直接会ったりすることは大変危険な行為です。

平成23年にSNSなどの出会い系サイト以外のコミュニティサイトを利用し児童買春や強姦等の犯罪被害にあった18歳未満の男女は、前年よりも減少したものの、1,085人(男子:23人、女子:1,062人)となっています。また、コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯の約7割で、コミュニティサイト内のミニメールが利用されていました。

(出典) 警察庁「平成23年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」(平成24年2月)

警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について」(平成23年上半年期)(平成23年11月)

気をつけること

子ども

1. 知らない人からのミニメールには返信しない:

- ・ミニメールでのやり取りを些細なことだと考えがちですが、一度相手とやり取りを始めると相手に親近感を抱き、冷静な判断ができなくなります。安易な気持ちで知らない人からのミニメールに返信しないようにしましょう。
- ・ミニメールで知り合った人に電話番号やメールアドレスなどの個人情報を教えてはいけません。

2. 子どもたちだけの判断で会わない:

- ・子どもたちだけの判断でSNSやゲームサイトで知り合った人と会うと、犯罪に巻き込まれる可能性があることを理解しましょう。

3. トラブルにあったら相談する:

- ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

保護者

1. フィルタリングを適用していても一部のSNSやゲームサイトは利用可能であることに注意する:

- ・フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部のSNSやゲームサイトは利用可能になっています。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。

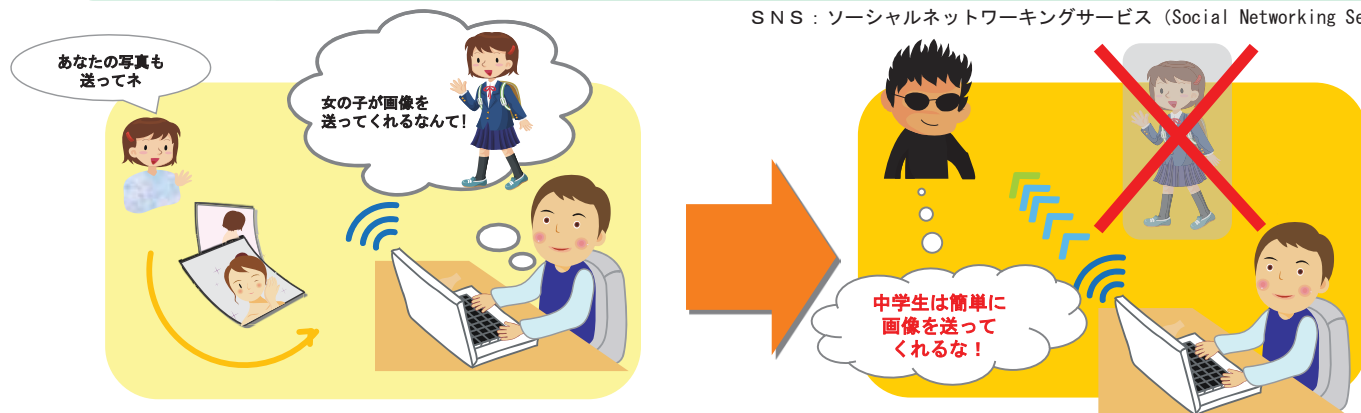
事例5-2 SNSやゲームサイト上の「友だち」による性的画像・動画の流布

最近、「出会い系サイト」ではなく、フィルタリングにかからないSNSやゲームサイトなどで知り合った人に、性的画像・動画を送信してしまい、トラブルに巻き込まれる事例が多くなっています。

データは消えずに残る!

「友だち」に注意!

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)



中学生のAくんは、携帯電話のゲームサイトで遊んでいます。そのサイトでは、ミニメールと呼ばれるサービスで、見知らぬ人も簡単に連絡を取ることができます。ある時、Aくんはミニメールをやり取りしていた女子中学生と「友だち」になりました。

その女子中学生から、「お互いの裸の写真を交換しよう」と持ち掛けられたAくんは、女子中学生の裸の写真を受け取り、自分の裸の写真を送りました。実際には、その「友だち」は30代の男性で、同様の手口で約130人の男子中学生から写真を集めていました。

その上、Aくんが受け取った女子中学生の写真も、同じサイトで男性が実際的女子中学生に送らせたものでした。

解説5-2 ゲームサイトの「友だち」に裸の画像を流布された事例

SNSやゲームサイトのミニメールは、個人的なやりとりが簡単にできるため、見知らぬ人に親近感を持ちやすい傾向がありますが、相手は性別や年齢等を容易に偽ることができます。知らない人からのミニメールには返信しないようにしましょう。また、仲良くなった「友だち」にも、絶対に自分の個人情報や裸の画像を送ってはいけません。「友だち」に送った自分の裸の画像は、容易に複製され、広まってしまいます。一度インターネット上に流出してしまうと、半永久的にデータが残ってしまいます。

平成23年にSNSなどの出会い系サイト以外のコミュニティサイトを利用し、児童ポルノの被害にあった男女は217人(20.0%)となっています。

(出典) 警察庁「平成23年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」(平成24年2月)

気をつけること

子ども

1. 知らない人からのミニメールには返信しない:

- ・ミニメールでのやり取りを些細なことだと思いがちですが、一度相手とやり取りを始めると相手に親近感を抱き、冷静な判断ができなくなります。安易な気持ちで知らない人からのミニメールに返信しないようにしましょう。
- ・ミニメールで知り合った人に電話番号やメールアドレスなどの個人情報を教えてはいけません。

2. 「友だち」に性的画像・動画を送信しない:

- ・誰に見られるかわからないため、携帯電話などで自分の裸の画像を撮影してはいけません。また、一度送信したデータは容易に複製・共有されてしまうため、「友だち」に自分の画像を送信するのは絶対にやめましょう。

3. トラブルにあったら相談する:

- ・トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

保護者

1. フィルタリングを適用していても一部のSNSやゲームサイトは利用可能であることを注意する:

- ・フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部のSNSやゲームサイトは利用可能になっています。必要に応じて、個別に設定を行きましょう。

事例5-3 掲示板等への書き込みをきっかけとした暴力行為

掲示板やブログ、プロフィールへの書き込みがもとでトラブルが発生することもあります。

書き込みをされた人がその内容に怒って、書き込みをした人に暴行を加え、死亡させた事例もあります。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

ブログ：日記やそれに対するコメントを書き込むことができるサイト
プロフィール：自己紹介（プロフィール）サイト



中学2年生（男子）のAくんは、野球部員。ライバル校との練習試合に負けてしまった腹いせで、掲示板にその学校のピッチャーの悪口を書いてしまいました。

ある日、Aくんが下校するとき、校門の前でライバル校の野球部員が待ち伏せしていました。

Aくんは、そのまま人があまり来ない公園に連れて行かれ、ライバル校の野球部員数人から暴行を受けました。

幸いなことに、たまたま通りかかった30代の男性が止めに入ったので、ライバル校の野球部員は逃げて、Aくんは助かることができました。

解説5-3 掲示板への書き込みが暴力事件に発展した事例

軽い気持ちで掲示板等へ書き込んだ内容が、相手にとっては、とても傷ついたり、腹が立つ言葉に感じたりすることがあります。きっかけは些細なことであっても、大きな事件に発展してしまうことがあるので、書き込む内容には注意が必要です。

平成20年5月、プロフィールへの書き込みで腹を立てて暴行したとして、東京都の女子中学生ら7人が逮捕されました。また、同年7月、群馬県で男子高校生がプロフィールに書き込んだ内容で腹を立てた相手から暴行を受け、死亡しました。平成23年8月には、ブログ上での挑発をきっかけに、中学生ら30人が乱闘し、3人が内臓損傷などの怪我を負いました。同年12月には、ブログの書き込みをめぐってトラブルになった少女グループに危害を加えるために金属バットを用意したとして、女子中学生等2名が逮捕されています。

気をつけること

1. 相手の気持ちを考える：

- ・軽い気持ちで書いた言葉が、相手をひどく傷つけたり、腹を立てさせてしまうことがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。
- ・文字によるコミュニケーションは、対面と比べて感情や真意が伝わりにくいので気をつけましょう。

2. インターネットの特性を理解する：

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

3. 暴力事件等を起こした場合、法的な責任を問われることを理解する：

- ・書き込みで腹が立っても、暴力に訴えるような行為をしてはいけません。暴力行為は法的に罰せられます。

4. トラブルにあったら相談する：

- ・トラブルにあった場合やトラブルに気づいた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

子ども
保護者

1. 子どもが相談しやすい環境をつくる：

- ・書き込みをする子どもも大きなストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくりましょう。

〈6. ソーシャルゲーム等の中毒性がもたらす悪影響〉

事例6-1 ソーシャルゲーム上での金銭の浪費

友達との協力や競争を通じてプレイするソーシャルゲームは、無料で気軽に始められるものが多いため、利用者が急増しています。

「無料」・「便利」に注意!

ゲームを優位に進めるために、課金サービスで多額の金銭を浪費してしまうトラブルが発生しています。

金銭トラブル!

ソーシャルゲーム：SNS (Social Networking Service) 本来のコミュニケーション機能にゲームの要素を組み合わせたもの



高校2年生のAくんは、基本料金がかからないソーシャルゲームで遊びはじめました。ところが、ゲームを優位に進めるには、有料のアイテムを購入する必要がありました。Aくんは、ゲームを優位に進めるため、お金を払って何度もアイテムを手に入れました。支払には、親のクレジットカード複数枚を無断で利用しました。

後日、2ヶ月間の利用分で400万円という高額請求が届き、Aくんは両親から厳しく怒られました。

解説6-1 親の知らない間にソーシャルゲーム上で大金を浪費した事例

ソーシャルゲームは、「友だち」とコミュニケーションをとりながら進めるため、競争心を煽られやすい上、課金システムにより、子どもが思わずお金を使いすぎてしまう傾向があります。スマートフォンでは、保護者のクレジットカード決済による利用者も多く、限度額に達するまで利用してしまうケースも発生しています。

子どもの自制心には限界があるため、利用の可否を含め保護者がしっかり見守ることが重要です。

気をつけること

子ども

1. ソーシャルゲームの危険性を理解する：

- ・ソーシャルゲームでは、ゲームの進行上、課金される場合があります。「『友だち』が持っているから・・・」、「ゲームをクリアしたいから・・・」という考えからお金を使いすぎないように注意しましょう。
- ・お金が減っていくのが目に見えないため、金銭感覚が麻痺する傾向があります。常に利用金額を意識しましょう。

保護者

1. 課金サービスに関する家庭のルールを決める：

- ・子どもがお小遣いを使いすぎないように、月々の利用金額の上限を話し合っておきましょう。

2. クレジットカード決済の危険性を理解する：

- ・多くのソーシャルゲームでは、利用者が決済方法を選べる仕組みになっていますが、クレジットカードを選択すると、子どもがカードの利用限度額まで課金サービスを利用してしまいう危険性があります。
- ・子どもが無断で利用したとしても、クレジットカードの名義人はカードの管理責任を問われるため、免責が難しいことに注意が必要です。

3. フィルタリングを適用していても一部のSNSやゲームサイトは利用可能であることに注意する：

- ・フィルタリングを適用していても、初期設定のままでは、一部のSNSやゲームサイトは利用可能になっています。必要に応じて、個別に設定を行いましょう。

事例6-2 オンラインゲームの長時間利用による日常生活への悪影響

友達との協力や競争を通じてプレイするオンラインゲームは、無料で気軽に始められるものが多いため、多くの利用者がいます。

オンラインゲームの多くは、決められた終わりがなく、友達とのコミュニケーション要素も取り入れられているため、際限なくプレイしてしまい、日常生活に支障をきたすことがあります。

「無料」・「便利」に注意!



小学校5年生(男子)のAくんは、オンラインゲームにはまっています。夜中でも親に隠れてこっそりゲームで遊んでいます。

ゲームに参加しないと、仲間はずれにされるのではないかと心配で、途中でやめられなくなっています。

Aくんは、睡眠不足が続いているため、勉強する気が起きなくなってしまい、学校の授業に集中できなくなっています。

解説6-2 オンラインゲームの長時間利用により日常生活に悪影響が出た事例

子どもが放課後や夜にゲームに熱中するあまり、学校の授業に集中できずに成績が低下したり、武器などのアイテムを購入するために多額のお金を使うなど、生活面での問題を引き起こすことがあります。オンラインゲームは、ゲーム上の友達と連携して進めるものが多く、一人だけ抜けることができないために長時間付き合ってしまうという場合も見受けられます。子どもの時間の使い方を保護者が気に掛けてあげることが重要です。

また、子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっています。パソコンでの動画サイトの長時間視聴などでも同様の問題が起きており、注意が必要です。

気をつけること

子ども

1. ゲームやパソコンを長時間利用しない:

- ・ゲームやパソコンを長時間利用すると、睡眠不足や視力の低下につながるだけでなく、何もやる気にならない、家から出られない(ひきこもり)など、心身に深刻な影響を及ぼす危険性があるので、時間を制限して利用しましょう。
- ・家庭で決めたルールは「友だち」にも伝え、時にはゲーム仲間に上手に「No」と言えるようにしましょう。

保護者

1. ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを決める:

- ・1日のうちゲームやパソコンをしてもよい時間を決める、ゲームは宿題をした後にするなど、ゲームやパソコンの使用に関する家庭のルールを話し合って決め、それを守るようにしましょう。

2. 子どもの身体や生活習慣の変化を確認する:

- ・保護者は、子どもの身体や生活習慣の変化を日々確認し、ゲーム依存やパソコンの長時間使用の兆候に早めに気付くようにしましょう。

〈7. 犯行予告等〉

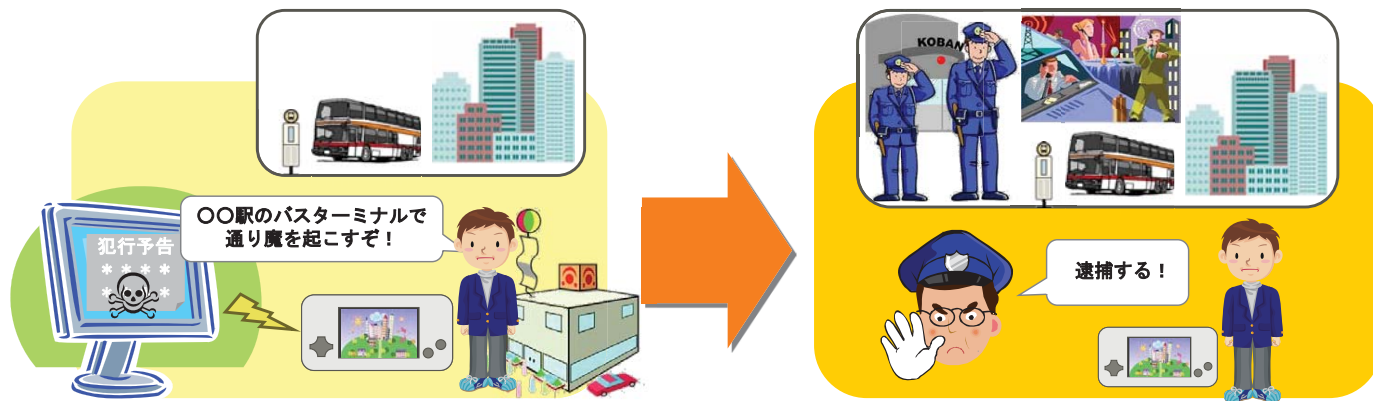
事例7-1 地域社会に不安を与える犯行予告

インターネット上に犯行を予告する書き込みは、たとえいたずらであっても、地域の人々や学校、会社の業務などに大きな混乱を与えます。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!



インターネットの掲示板に、ある地域で通り魔殺人を起こすという書き込みが、日時指定でありました。

この書き込みは、インターネットの掲示板やミニブログで大きな話題となりました。

これに対して、80名もの警察官が犯行予告地域に動員されるなど、その地域は混乱しましたが、実際は何も起こりませんでした。

その後、この書き込みから書き込んだ日時や場所が特定され、犯人は逮捕されました。

解説7-1 犯行予告により多くの人々が迷惑をこうむった事例

犯行を予告するような書き込みがされると、予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させるなど、多くの人々が迷惑を被ります。犯行予告の書き込み行為は、業務妨害や脅迫などの罪になることがあります。

このような書き込みについては、いつ、どこからインターネットに接続したかを調べて、書き込みをした人を特定することが可能です。（この事例では、携帯型ゲーム機を使用して、店舗の公衆無線LANから接続していました。）

平成20年6月の秋葉原無差別殺傷事件の後には、子どもたちによる犯行予告が急増しました。たとえ、ふざけたり、まねをしたりした結果であっても、犯行予告は多くの人に迷惑をかけることとなります。

気をつけること

子ども

1. 犯行を予告する書き込みは犯罪にあたることを理解する：

- ・軽い気持ちやいたずら心であっても、犯行を予告する書き込みをすると、多くの人に迷惑をかけます。
- ・実際にするつもりがなく、他の人のまねをただけでも、罪に問われることがあります。

2. インターネットの特性を理解する：

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

3. 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する：

- ・自分の身近な地域で、犯行を予告する書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。

保護者

1. 子どもが相談しやすい環境をつくる：

- ・書き込みをする子どもも大きなストレスを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくりましょう。

事例 7-2 掲示板での特定個人に対する脅迫行為

「嫌がらせをしよう」などの呼びかけを掲示板に書き込むことは、実際にはするつもりがなくても、相手を傷つけたり、多くの人に迷惑をかけたりします。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!



中学2年生(男子)のAくんは、いたずら心からインターネットの掲示板に「暴りたい人は〇〇駅に〇日〇時に集合! 〇〇(名前)を殴っちゃおう」と書き込みました。

それについて、何件か盛り上げようとする書き込みがされましたが、実際には実行しませんでした。

しかし、その掲示板を見た人が警察に通報し、警察が犯行防止のために周辺を1日中パトロールしたり、学校でも全校集会で議題に取り上げられたりするなど、大きな問題に発展してしまいました。

Aくんは、軽い気持ちで書き込んでしまったことをとても後悔しました。

解説 7-2 掲示板へのいたずらの書き込みにより多くの人を迷惑をこうむった事例

実際にするつもりではなくても、安易に掲示板などに人に危害を加えるといった書き込みをすることは、犯罪となることがあります。

このような書き込みについては、いつ、どこからインターネットに接続したかを調べて、書き込みをした人を特定することが可能です。

また、軽い気持ちやいたずら心で書き込んだことでも、相手を深く傷つけることがあることを理解しましょう。

気をつけること

子ども

1. 特定の人に危害を加えるような書き込みは犯罪にあたる:

- ・軽い気持ちやいたずら心であっても、人に危害を加えるといった書き込みは、相手を深く傷つけます。
- ・実際にするつもりがなく、書き込みをするだけでも、罪に問われることがあります。

2. インターネットの特性を理解する:

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

3. 犯行予告を見つけたら周りの大人に連絡する:

- ・インターネット上で、人に危害を加えるといった書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡しましょう。

保護者

1. 子どもが相談しやすい環境をつくる:

- ・書き込みをする子どもも人間関係の不安などを抱えていることがあります。保護者や教師は、日頃からコミュニケーションを密にして、子どもの心の変化を早く察知するように努めましょう。

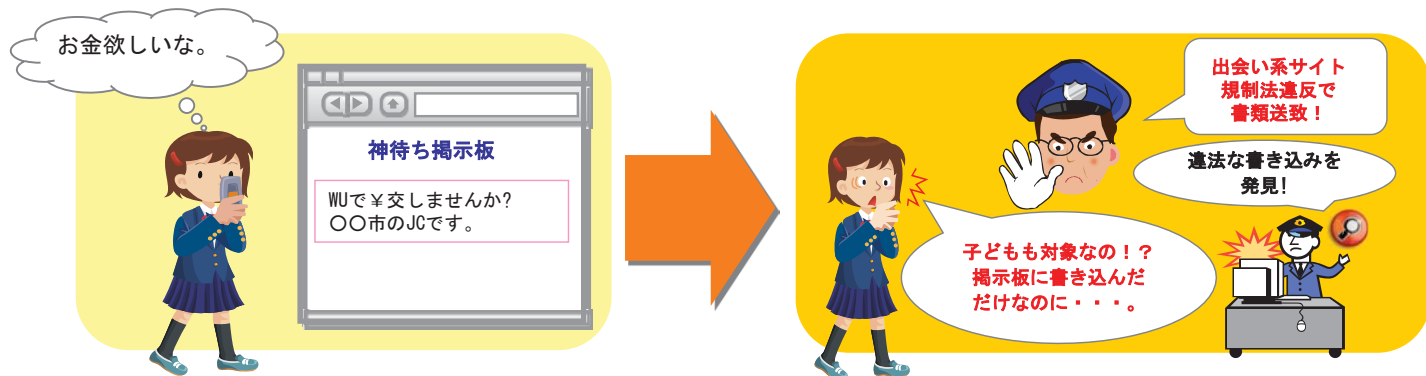
事例7-3 出会い系サイトでの子どもによる違法な誘い出し

出会い系サイト上で、子どもが「お小遣いければお茶してもいいよ」、「彼氏募集します」といった、異性交際の誘引を目的とする書き込みを行うことは犯罪行為です。

みんなが見ている!

「足跡」はついている!

違法行為!



中学2年生(女子)のAさんは、お小遣い欲しさから、携帯電話を使ってインターネットの無料掲示板に「援助交際しましょう」と書き込みました。

サイバーパトロール中の警察がその掲示板の書き込みを発見し、Aさんが書き込んだことを突き止め、出会い系サイト規制法違反でAさんを書類送致しました。

解説7-3 出会い系サイトでの違法な書き込みにより子どもが書類送致された事例

出会い系サイト規正法は、大人に対してだけでなく、児童に対しても異性交際等の誘引を禁じています。児童がこれらに違反すると少年法の規定により家庭裁判所に送致されることになっています。

出会い系サイトに起因して犯罪被害にあった児童は、ここ数年減少してきましたが、平成23年は282人と平成22年の254人から微増しています。また、上記の「児童による誘引」は、平成23年は273件で、平成22年の284件からほぼ横ばいとなっています。

(出典) 警察庁「平成23年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」(平成24年2月)

犯罪に巻き込まれる可能性が高い出会い系サイトへの書き込みは、そもそも行うべきではありませんが、違法行為にもなり得ることをしっかりと認識しましょう。

気をつけること

子ども

1. 出会い系サイトには書き込みをしない:

- ・児童による出会い系サイトへの書き込みは、違法行為になることがあります。軽い気持ちで出会い系サイトに書き込みを行うことはやめましょう。
- ・警察はインターネット上の違法行為を取り締まるために、サイバーパトロールを行っています。実際に実行するつもりがなくても、書き込みをするだけで罪に問われることがあります。

2. インターネットの特性を理解する:

- ・インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
- ・インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

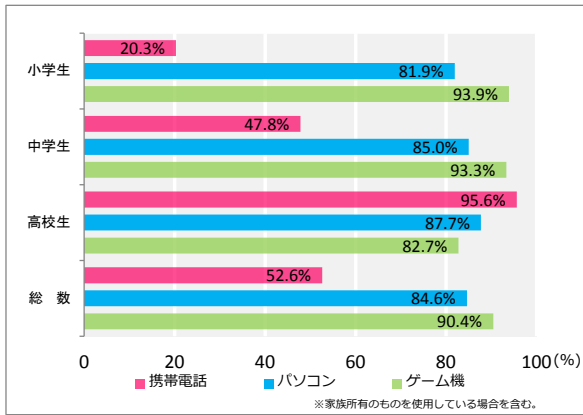
保護者

1. フィルタリングを利用する:

- ・子どもが使う携帯電話やパソコンには、フィルタリング(アクセス制限サービス)を利用し、子どもが安易に出会い系サイト等にアクセスできないようにしましょう。

子どものインターネット利用に関するデータ

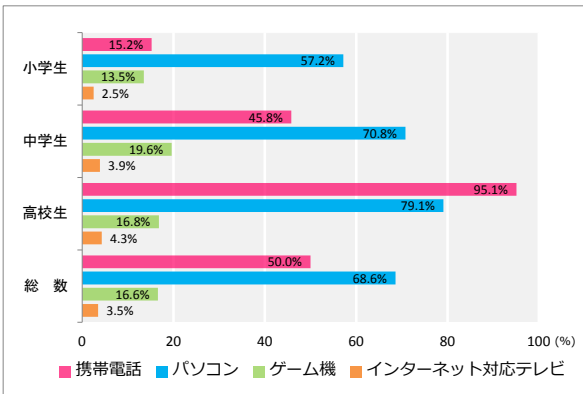
子どもの携帯電話・パソコン・ゲーム機の所有率・使用率



- ・携帯電話の所有率は、小学生20.3%、中学生47.8%、高校生95.6%となっています。パソコンの使用率は、全てで8割を超えています。
- ・ゲーム機の所有率は、小・中学生いずれも9割以上と携帯電話・パソコンを上回っています。高校生においても8割を超えています。携帯電話・パソコンの方が高くなっています。

(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」(平成23年10月)
内閣府「青少年のゲーム機等の利用環境実態調査」(平成23年3月)

子どものインターネット利用端末の使用率

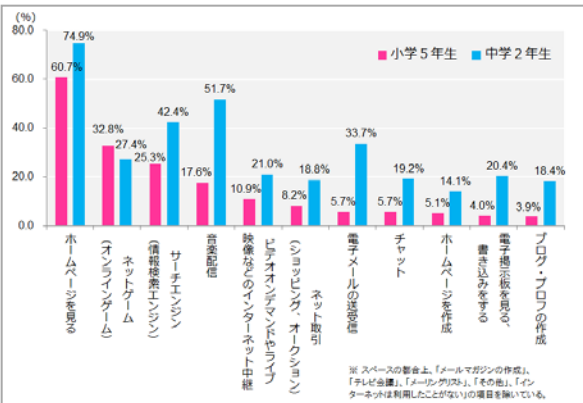


- ・インターネットを利用する際に使っている端末について、小・中学生ではパソコンが最も多くなっていますが、中学生では携帯電話も5割程度に達しています。高校生では携帯電話が最も多く、9割を超えています。

- ・また、小・中・高校生ともに、15~20%の子供がゲーム機を使ってインターネットを利用しています。

(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」(平成23年10月)
内閣府「青少年のゲーム機等の利用環境実態調査」(平成23年3月)

子どものインターネットの利用内容

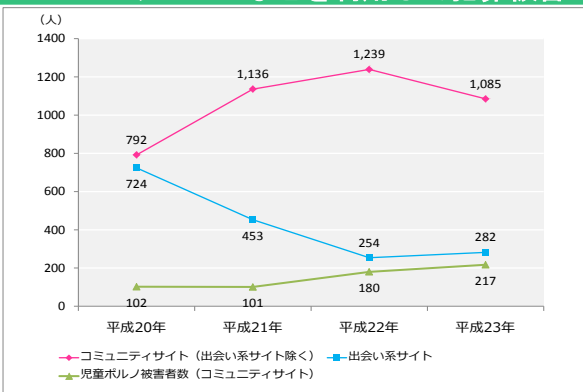


- ・小学5年生におけるインターネットの利用内容は、ホームページ閲覧、ネットゲーム、サーチエンジンなどが多くなっています。

- ・中学2年生では、これらに加え、音楽配信、電子メールの送受信、インターネット中継、電子掲示板閲覧・投稿、ブログ・プロフの作成なども多くなっています。

(出典) 日本PTA全国協議会「平成22年度 子どもとメディアに関する意識調査」(平成23年3月)

SNSやプロフなどを利用して犯罪被害にあった子どもの数



- ・SNSやプロフ、ゲームサイトなどのコミュニティサイト(出会い系サイトを除く)を利用して犯罪被害にあった子どもの数は、今年度初めて減少に転じたものの、未だ1,000人を超えています。

(出典) 警察庁「平成23年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について」(平成24年2月)

平成23年度総務省調査研究「インターネット利用におけるトラブル事例等に関する調査研究」

発行者 総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 データ通信課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

請負者 株式会社富士通総研
第一コンサルティング本部 公共事業部
〒105-0022 東京都港区海岸1-16-1

スマートフォン情報セキュリティ 3か条

スマートフォンにもセキュリティ対策を！

その1 OSを更新！

スマートフォンは、OS（基本ソフト）の更新が必要です。古いOSを使っていると、ウイルス感染の危険性が高くなります。更新の通知が来たら、すぐにインストールしましょう。

その2 ウイルス対策ソフトの利用を確認！

スマートフォンでは、携帯電話会社などから、機種に応じたウイルス対策ソフトが提供されています。自分の使っているスマートフォンにはウイルス対策ソフトが必要か、携帯電話会社や販売店などに確認しましょう。

その3 アプリケーションの入手に注意！

OS提供会社や携帯電話会社が安全性の審査を行っているアプリケーション提供サイトを利用するようにしましょう。インストールの際には、アプリケーションの機能や利用条件に注意してください。

出典：総務省「スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会 中間報告」

保護者と子どもが
一緒に誓う

7つの約束

保護者が、子どもをネット危機から守るための7つの約束

1. 大人も子どももルールやマナーを守ります

大人もインターネットと携帯電話の活用に関するルールやマナーを守ります。

2. ネットで知り合った人とは会いません

子どもには、ネットで知り合った人と会わせないようにします。

3. 家庭のルールを作ります

子どもと一緒に、安全なネットライフのための家庭のルールを作り、守ります。

4. いじめはしません、見逃しません

ケータイいじめは絶対にさせません、見逃しません。

5. トラブルは大人に相談します

インターネットや携帯電話のトラブルは、一人で悩まないで大人に相談するように日頃から話しておきます。

6. 加害者にも被害者にもなりません

子どもをネット上の加害者にも被害者にもしないように、家庭での予防教育に力を注ぎます。

7. 大人の携帯電話を勝手に使いません

子どもが大人の携帯電話を勝手に使わないように十分注意します。

出典：財団法人マルチメディア振興センター（e-ネットキャラバン事務局）
「安心インターネットライフ★ガイド」